

設問 1 解答例 1

問 1

(1)

シカ、イノシシの個体数は平成元年度以来、急増しており（資料 3）、農林水産業への被害が大きいことを背景として、平成 19 年に鳥獣被害防止特措法が成立し（資料 1）、捕獲頭数を増やしている（資料 5）。河川・湖沼での捕食や海面での漁具の破損もあるが、農作物への被害の約 7 割はシカ、イノシシ、サルによるもので、耕作放棄の原因にもなっている。森林の土壌流出や希少植物の食害など、生態系へ与える影響も無視できない（資料 2）。

主な利害関係者は直接に被害を受ける農林水産業従事者と対策を行う狩猟者で、身近な地方自治体の市町村が中心となって対策を支援している。対策を単なるコスト増としないよう、ペットフード化やジビエ利用などの経済的な方策も推奨されている。

対策の結果、農作物の被害額は減少傾向にあり（資料 2）、シカの推計個体数は平成 26 年度から減少に転じ、イノシシも同様に推移しているものの（資料 3）、政策の目標である令和 5 年度の生息頭数半減（資料 4）は、イノシシでは達成できそうだがシカは難しいと推測される。（442 文字）

(2)

農林水産業に関する被害軽減のためには、有害な鳥獣の個体数の抑制が最重要な対策である。そのために狩猟による捕獲を続けねばならないが、農村部の過疎化や高齢化は深刻で、鳥獣対策実施隊員の確保が困難な地域も増えてくると予想される。被害軽減のために、他の対策も併せて実施していく必要がある。

鳥獣の個体数増加につながる人為的な要因を減らすことも有効と考えられ、耕作放棄地の解消や、作物の残渣の処理を徹底することで、野生動物にエサを与えないようにせねばならない。そして、被害を減らすためには、動物を農地に近づかせないように、柵などによる防護を徹底していくべきである。これらの対策は個別の農家で行っても効果は薄く、定期的に鳥獣の実態調査を行いながら、地域単位で包括的に効果の高い方法を中心とした対策を実施しなければならない。さらには、生ごみを容器に入れて排出することや、安易な餌付けを行わせないなど直接の被害を受けない住民や観光客にも理解を促す必要もある。（421 文字）

問2

B市の鳥獣害対策は、野生動物と人間の生活の共生を目標として、増えすぎた動物が農地や住宅地に溢れ出て、農林水産業に被害をもたらすことを防止する方策を計画している。基本となるのは、シカ、イノシシ、サルの個体数を、地域の自然環境にとって適切な範囲にとどめることである。

個体数抑制には捕獲が効果的であることが、資料6の科学的な調査によって示されている。(1)より捕獲密度が低いと生息密度が急激に増加する一方で、(5)より一定水準以上の捕獲密度によって生息密度の増加を止められ、(4)よりいったん生息密度が減少しても、捕獲密度を下げると再び増加に転じることもわかる。(2)のB市の現状は、2010年度に増加を止めた生息密度が再び増加しつつあり、現状より高い密度での捕獲が必要なことが明らかであり、市としても対策を強化する方針である。

ただし、被害対策は捕獲だけでなく、農地への防護柵の設置、作物の残渣や生ゴミの適切な処分、耕作放棄地の解消も個体数増加抑制に効果的である。シカを見かける機会が増えたという訴えもあり、動物を農地や住宅地に近づけない対策も徹底していく計画であり、市民にも協力をお願いしたい。

動物愛護の観点から駆除への批判があるが、一定数の捕獲が必要であることを理解されたい。シカをはじめとする野生動物は、資料6のように2000年に比べて大きく増加しているが、狩猟者不足による捕獲数の減少や、農地や住宅地の管理不足によるエサの増加が原因で、自然な変化ではない。個体数増加を放置すれば、山林の荒廃による野生動物の大量の餓死という非倫理的な状況を生み出す。オオカミという天敵が絶滅した日本の山林では、人間が代わりにを務めなければ正常な生態系は維持されない。

鳥獣害対策は、シカの絶滅を意図しているわけではない。資料6(3)のように捕獲密度が高すぎると生息密度を急減させてしまうが、継続的な調査によって適切な捕獲密度にすることで回避できる。個体数抑制は、野生動物の生息地と人間が居住、生産活動をする土地との住み分けを徹底し、健全な生態系を維持するための措置であることを理解していただきたい。(872文字)

設問1 解答例2

問1

(1)

鳥獣被害に関しては農作物を荒らされる農家だけが利害関係者ではない。野菜を購入する消費者も関係者である。また、生態系が崩れ野生動物が人間の生活圏に入ることによって事故などのリスクが高まる。山が荒れることで自然災害も起きやすくなる。よって、地域の住民すべてが利害関係者であり、行政の主導による対策が不可欠である。

平成19年に制定された鳥獣被害防止特措法は、被害防止の総合的な取り組みを地方自治体が支援することを定めた。これにより、個人の経済的負担を軽減し、人材確保が行いやすくなり、地域ぐるみで連携した対策が可能になった(資料1)。

平成19年以降シカもイノシシも捕獲頭数が増加し(資料5)、平成26年度以降、イノシシの個体数推定結果は大幅な減少傾向を見せ(資料3)、令和5年の目標値に近づいている(資料4)。一方、シカもペースは鈍いながらも平成26年度以降から減少しているが(資料3)、このペースでは令和5年度の目標値に到達することは難しい(資料4)。

被害額に関しては平成24年度以降に減少傾向となったが、平成30年度から令和3年度まではほぼ横這いである(資料2)。(472文字)

(2)

資料2から、シカによる農作物被害額は平成26年度からほぼ変化していないことが分かる。捕獲頭数は増えており(資料5)、個体数も減少しているが(資料3)、被害額を減らすにはシカに対してさらなる対策が必要である。収穫し残した野菜や放置された果樹の果実を片付け、雑草を刈るなどして、冬場のシカの餌を減らすことで繁殖を抑制すれば、捕獲以外の方法でも個体数を減らすことができる。また、電気柵で農作物を守るだけでなく、ICT技術も活用してシカの生態を調査することで、より効果的な防御が可能になる。地域全体で徹底した追い払いを行うことも効果的だ。行政や研究機関と共同し、他地域の成功事例も参考にすべきだ。

鳥獣被害は農家だけの問題ではなく、収穫物の恩恵にあずかっている全ての人の問題である。店で買ってきた農作物を食べながら、野生動物の駆除を行っていることを非難するような人が増えれば、鳥獣対策の活動に理解を得られなくなる。現状の問題点を発信し、鳥獣対策や農業に関心をもつ人や、関わる人を増やしていくための広報活動も重要だろう。(452文字)

問2

現在の日本には、シカやイノシシのような大型草食動物の天敵が存在しません。そのため、特に繁殖力の強いシカは急速に生息数が増加し（資料 3）、農林業に深刻な被害をもたらしています。また、農林業への被害以外にも、増えたシカが山の地表の植物を食べつくしてしまうと土壌が流出し土砂崩れのリスクも高まります。特定の種の増加は生態系への影響も大きく、シカに食べ尽くされる植物やその植物をエサにしていた動物の絶滅にもつながります。さらに、シカも個体数が環境収容力を超えて増加しすぎると食料が不足します。その結果、飢えに苦しんだ末の大量死という事態を引き起こすことになります。

以上の理由から、B市としてはA県の個体数管理計画にのっとり、シカの適切な頭数管理を行うべきだと考えています。ただしやみくもに捕獲するわけではありません。A県では地域ごとに経時的な科学的モニタリングを実施し、シカの生息密度と捕獲密度を推定し、捕獲の有効性を検証しています（資料 6）。捕獲が生息数や農作物の被害額にどう影響しているか、その効果を検証することで、無益な殺生をなるべく避けることができます。

モニタリングの結果、B市では2008年度から急速に生息密度が増加していることが推定されています。昔に比べてシカを見かける機会が増えたというご意見もいただいておりますが、昔というのが2008年以前のことであれば、データと一致します。このような急激な増加に対して、B市では2009年度から捕獲を強化しました。捕獲密度の増加にともない、生息密度の増加傾向は止まり、横ばいになっています。これは捕獲による一定の効果が見られたと考えられます。ただし、減少には至っていません。捕獲により生息密度が減少している地域とB市の状況を比較検証し、さらに効果が高い対策方法を検討・実施していく考えです。

また、農作物への被害を防ぐためには捕獲だけでなく、被害防除対策も重要です。地域の事情に合わせた対策を地域が一体となって取り組むことで、有効な防除を行うことができます。B市では鳥獣害対策を支援する措置も複数用意しています。農作物の被害にお困りの方は、お気軽にご相談ください。（893文字）

設問 1 解答例 3

問 1

(1)

シカ・イノシシの個体数が平成元年度の6~7倍となった(資料3)平成19年、現場に最も近い地方自治体である市町村を対策主体とする鳥獣被害防止特措法が制定された(資料1)。以後、シカ・イノシシの捕獲数は伸びたが(資料5)個体数は依然増加しており(資料3)、目的は十分に達せられていない。平成24年、26年には対策の担い手確保の緩和措置がされた一方、翌年、シカ・イノシシの生息頭数を10年で半分に減らすという、生態系への影響を考慮した数値目標も立てられた(資料4)。対策が功を奏し、平成26年度頃からわずかに減少に転じた。さらに平成28年に捕獲した鳥獣を食品として利活用する規定を新設、令和3年には広域被害防止に対応すべく都道府県を主体に加えた。施策の結果、平成22(2010)年度に239億円であった農作物被害額は、令和3(2021)年度で155億円に減少した(資料2)。とはいえ、シカは平成元年度の約8倍(中央値)、イノシシも平成元年度の約4倍(中央値)であり(資料3)未だ政策目標(資料4)も達成されていない。利害関係者たる農家の経済的被害は甚大だ。(458文字)

(2)

現在から5年後という限られた期間で効果を出すためには、現在まで有効であった対策を推進するとともに、その効果を停滞させる障害を取り除くことを優先すべきだ。

資料1にも示されているとおり、捕獲についての法律が緩和されたとはいえ、専門猟師の高齢化に伴い、対策者の数が圧倒的に足りない。箱罠やくくり罠の免許は一般の人でも取得しやすくなったが、捕獲後のイノシシやシカを捌く技術や売却ルートを持たない。捕獲後処分の公的支援や専門猟師の支援を進めたい。

また、シカよりもイノシシの捕獲頭数が多く奏功している(資料2、3、5)背景には、イノシシ肉の食肉としての認知度が高く、需要が多いことが考えられる。一方令和3年の法改正でジビエ利用が行い易くなったことは、シカの捕獲数を後押ししている。シカ肉の食材としての需要をさらに掘り起こし、流通ルートを確立することも対策として取り組みたい。

捕獲だけでなく、そもそも野生動物が農地まで降りてこないよう、里山の保全や農林水産業の補助等の長期的な対策を進めたい。(439文字)

問2

A県B市の鳥獣害対策課には、農業に従事している住民の方から、様々なご意見が寄せられています。作物への被害深刻化に伴い、今以上にシカを捕獲し数を減らしてほしいというご要望がある一方で、他地域の人たちと動物愛護団体を組織し、野生動物が暮らしやすい社会をつくる活動をしている専業農家の方からは、捕獲活動の中止のご要望をいただいています。

B市鳥獣害対策課で、科学的な調査を行った結果、捕獲密度と生息密度に相関関係が認められました。つまり、捕獲をしなければシカは増え続け、適正頭数を保てなくなるのです。同じく農業に取り組む方であっても、専業か兼業か、平地での営農か、里山の斜面を利用した営農であるかによっても、野生動物から受ける農業被害は異なってきます。人間の暮らしに深刻な影響が生じている以上、やはり市としては捕獲の対策をとる必要があると考えます。

一方で、この課題は動物との共生をめぐる、我が市の価値創造、環境創成の課題でもあります。被害に対して捕獲を繰り返しても、自然を移動しながら生きている野生動物とのイタチごっこになる上に、環境を今以上に改変し、ますます共生が難しくなる要因となりかねません。何よりも、多様で豊かなB市の自然を保全することは、後世に対する我々の責務です。

したがってB市では、科学的調査を継続し、県や他の市町村とも連携しながらシカの適正頭数を保つための捕獲を行います。同時に、地域間連携による野生動物の生息環境保全も、重要な取組であると考えています。野生動物を必要以上に殺さないためには、野生動物の生息環境を保つこと、野生動物と人間の棲み分けを実現することが何よりも大切です。そのために今後市は、それぞれの立場の農家の方と懇談を重ねながら、緩衝地帯としての里山を保全していくための政策にも取り組んで参ります。また、捕獲が単なる駆除にならないよう、命をいただく食育にも取り組んで参ります。

我が市には、多様な利害を有する人が暮らしています。その利害の調整についても、取り組む所存です。ご協力を頂きますよう、お願い申し上げます。(867文字)

設問2 解答例1

問1

日本のジェンダーギャップ指数（GGI）は146か国中125位と低迷している。その内訳として、教育、健康分野は良好であるが、政治、経済分野の成績が悪い。1位のアイスランドと比べ、日本は4分野の歪みが明らかである（資料1）。

他方、ジェンダー不平等指数（GII）を見ると、日本は170か国中22位である（資料2）。両指数における日本の順位の違いは何によるのか。

両指数とも、健康、教育、政治、経済の4分野を指標としている。しかし、政治、経済分野において、調査項目に違いがある。GIIでは、政治分野は国会議員、経済分野は就労率しか調査していない。しかし、GGIでは、政治分野で国会議員に加えて閣僚の男女比、行政府の長の在任年数の男女比が調査に含まれている。経済分野では就労率に加えて賃金、所得、管理的職業従事者、専門・技術者の男女比を調査している。したがって、GGIの方がより指導的地位における男女比を調査していると言える。日本は政治、経済両分野で指導的地位における男女格差が大きいため、GGIの順位が低くなるのであろう。

経済分野では、日本の就業者に占める女性の割合は45.0%で他国とほぼ同レベルである（資料3）。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は、他の先進国の多くが40%前後であるのに比べ、12.9%と低い。このことは、女性の賃金が低いことに反映されているだろう。日本では、正社員・正職員、それ以外ともに男女の賃金格差がある（資料4）。とくに、正社員・正職員のそれは顕著である。男性に比べ女性の賃金上昇が緩やかであるのは、管理的職業に就く女性が少ないことを反映しているだろう。

政治分野では、国会議員に占める女性割合が、日本では10%前後に低迷したままである（資料5）。閣僚の女性比率は5%未満で、30~50%の他先進国と大差があり（資料6）、日本で行政府の長に女性が就いたことはない（資料7）。

以上から、政治、経済両分野で指導的地位に占める女性割合が低いという日本の特徴が裏付けられる。（829文字）

問2

日本のジェンダーギャップの特徴は指導的地位に占める女性の割合が低いことである。この原因の一つは、女性が家事労働に時間をとられていることである。日本の女性は有償労働、すなわち仕事の時間に他国の女性並みかそれ以上を費やしている（資料8）。ところが、日本の男性の生活時間が仕事に偏っているため、無償労働時間の男女比が非常に高く、女性は家庭の負担が大きい。このことは、女性が政治、経済分野で指導的地位に就こうとする場合に過酷なハンディとなる。

もう一つの原因は、指導的地位における男女格差によって無意識の思い込みが生じることである。性別役割に対し「男性は仕事、女性は家庭」というアンコンシャス・バイアスが顕著にあり、女性自身が重要な仕事に向いていないと考える傾向がある（資料9）。こうした思い込みは、くつろぐ男性や狩猟の道具を持つ男性の像（資料10②）を通して教育課程で刷り込まれ、性別による「らしさ」の観念が形成される（資料11）。これらの教材を執筆し、それを学校教育に採用する場にも、おそらく男性偏重の構造が存在し、主に男性が社会的決定を担うことで無意識の思い込みは再生産されていく。

指導的地位に就く女性を増やすには、上述の思い込みを取り除く社会教育が必要である。すべての青少年及び成人に対し、ジェンダーギャップを問い直す市民教育の実現を構想したい。その場としては、大学の公開講座がふさわしい。政治、経済における指導的地位について、女性を一定割合まで増やすため「女性枠」を設け、アファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）を推進する。その意義を理解してもらうために、すべての市民に対する教育講座を用意する。大学を通過点とせず、学生から社会人にかけて、くり返し性別における「らしさ」を問い直す学びの機会を提供することで、「男性が決める」ことを前提としない社会の形成が期待できる。社会に開かれた大学は、知の再定義を行う場として、重要な役割を担っていくはずだ。（825文字）

設問2 解答例2

問1

日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は0.647、調査対象146か国中125位である。国際比較で考えると、男女格差が大きい社会と言える。ジェンダー不平等度指数（GII）は0.083、調査対象170か国中22位、GGIに比べると順位は高い（資料2）。GGIの順位がGIIより低くなるのは、政治、経済両分野で指導的地位における男女格差が大きいからだ。

実際、教育分野におけるGGIの値は0.997、健康分野は0.973で、完全平等の1に近い。GIIの調査データを見ても、中等教育以上を受けている人の割合は男女とも9割以上、妊産婦死亡率は10万人中5人で、上位の国々と大きな差はない。教育分野、健康分野での男女格差は大きくはない（資料2）。

一方、政治参画と経済参画の分野では男女格差が大きく、GGIの総合スコアを低くしている。まず、政治参画の分野におけるGGIの値は0.057と、男女格差が大きい。特に目を引くのが、指導的地位を占める女性比率の低さだ。国会議員において女性が占める割合は14.2%で、北欧諸国の多くが40%台後半であるのと比べると、男女格差が大きい（資料2）。日本の国会議員に占める女性の割合は、1990年代後半から上昇傾向を見せているが、他の先進国に比べて上昇ペースは緩やかであり、男女格差の是正が十分進んでいるとは言えない（資料5）。他国と比べると閣僚に占める女性比率も低いし（資料6）、行政府の長に就任した女性は未だいない（資料7）。

経済参画の分野におけるGGIの値は0.561、調査対象国の平均レベルではあるが、上位の国々との間には相当の差があり、格差の大きさを物語る。就業者に占める女性の割合は45.0%で、他の先進国と大差ない。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は12.9%だ。概ね30~40%台を達成している欧米諸国と比べて男女格差が大きい（資料3）。男女の賃金格差も大きい。男女の賃金格差は働き始める20歳前後ではほとんどないが、年齢を経るごとに拡大し、ピーク時には男女の正社員で120万円以上の差がつく。また、女性非正規社員の給与は、賃金の増加ペースが鈍い。これも賃金の男女格差を大きくする（資料4）。指導的地位につく女性の少なさや、待遇・賃金における男女の不平等が、経済参画の分野におけるGGIの値を低下させている。（902文字）

問2

日本で女性の政治参画や経済参画が進まず、男女格差が解消しないのは、「男性は家族を養うべき」「育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきではない」といった性別役割についての思い込みを持つ人が、男女問わず多いからだ（資料 9）。こうした思い込みが社会で共有されて規範となり、男女の行動に影響を及ぼしている。実際、日本の女性は男性に比べて、家事やケア労働などの無償労働時間が約 5 倍も長く、これが政治・経済分野に参画する障害となっている。政治・経済分野の仕事の多くは有償労働であり、無償労働に時間をかけたまま参画するのは難しい。女性の政治・経済分野の参画をサポートするには、男性が無償労働を担う必要があるが、男性は長時間の有償労働に追われているため、無償労働を担いづらい（資料 8）。

現状を改善するには、中高年の性別役割についての考え方を相対化し、変えていく必要がある。働く若い男女の多くは、従来の性別役割にとらわれず、働き方や生き方を変える意欲を持っている。しかし、中高年の親による反対や無理解が、働き方や生き方を変える障害となっている。また、企業の経営者・人事担当者は中高年が多い。彼らは自分の思い込みに基づき、性別役割分業に基づく雇用慣行を続けており、これが若い世代の男女が働き方や生き方を変える障害となっている。

そこで、自治体の男女共同参画センターと博物館が協力し、社会教育のためのワークショップを開催する。対象は地域に住む中高年の男女、企業経営者や人事担当者だ。まず、男性史・女性史に基づき、性別役割についての思い込みが形成されてきた歴史を学び、自分自身の思い込みについて話し合う（資料 11）。次に、思い込みに基づくジェンダー規範や雇用慣行が、現代の若い男女の働き方・生き方を制約している現実を学び、社会を変えていく必要性を実感してもらおう。最後に、参加者に「変化を起こす」経験をしてもらう。博物館で行う、古代人についての展示をどのように行うかを考えてもらうのだ。これまでの展示が、性別役割についての思い込みを強化することに繋がっていたことを理解した上で（資料 10）、展示方法をどう改善すればよいか考えてもらう。（901 文字）

設問2 解答例3

問1

資料1から、日本のジェンダーギャップ指数（GGI）は、1位のアイスランドはもちろん、平均と比べても政治参画と経済参画が低いことがわかる。教育0.997、健康0.973が完全平等に近い数値なのに対して、経済参画は0.561、政治参画は0.057と低く、特に政治参画は完全不平等に近い。

この状況は資料2からもわかる。日本のジェンダー不平等指数（GII）は170か国中22位で、GGIの146か国中125位（資料1）と比較して高い。GGIとGIIで調査項目が違い、GIIは妊産婦死亡率や中等教育など先進国が概ね良い状況にある項目が対象であることによるだろう。他方、政治参画では、国会議員の女性割合が上位10か国で約30%~40%代後半に対し、日本は14.2%と低い。就労率は男女とも高水準だが、他国の男女差が10%以内なのに日本は約18%で、こうした格差がGII値を上げていると推測できる。

資料5、資料6、資料7を見ていくと、政治参画における日本の男女格差がより明確になる。資料5によれば、日本の国会議員に占める女性の割合は1980年から2020年まで継続的に上昇し、2.2%から9.7%になった。しかし、同じ期間に元は4.3%と低かったものが39.5%まで上昇したフランス等と比べ、十分とは言えない。閣僚の男女比（資料6）でも、ドイツ、ノルウェーなどは女性がほぼ50%なのに対し、日本は10%未満である。さらに、女性総理大臣はまだいない（資料7）。

経済参画については、就労者の45.0%が女性なのに管理的職業従事者が12.9%に留まる（資料3）。給与は正社員・正職員でもそれ以外でも、男性の方が高い。特に正社員・正職員では男性が20代後半から順調に上がるのに女性の伸びは鈍く、男女ともピークの55~59歳で男性約43万円、女性約31万円と10万円以上開く（資料4）。これは、女性のキャリア形成途中に妊娠・出産、育児による中断があり、昇進・昇給しづらくなる「マミートラック」の影響であろう。

以上のように、日本は男女とも十分に医療や教育を受けられるが、政治や労働では女性が不利である。（828文字）

問2

問1で見たように、日本のジェンダーギャップ改善には女性の政治参画と経済参画が必須となる。手段として社会教育を想定すると、思いつくのは女性議員を増やすための学習である。女性議員が増え、女性の経済と政治における不利を社会課題として積極的に取り上げれば、立法の面から状況を改善できる可能性がある。女性議員が少ないのはそもそも女性候補者が少ないことが要因の1つとされる。男女の候補者がほぼ均等になることを目標とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2018年公布・施行、2021年改正法公布・施行）は、政党・政治団体や国・地方自治体が女性も立候補しやすい環境を整えるよう定めているが、法自体あまり知られていず、効果は出ていないようだ。

まずはこの法や、そもそも現在の女性議員の少なさがなぜ、どのように問題かということについて、性別・年齢問わず学べるようにする必要があるだろう。たとえば社会教育施設である公民館で、暮らしと政治とジェンダーに関する誰でも参加できる対話的学習プログラムを用意する。そして、他国より長時間「有償労働」に携わる男性を、女性が長時間の「無償労働」で支える日本社会（資料8）の問題を認識できるよう学習を進める。その中で、問題解決法として政治参画を捉え、女性にも選択肢に入れることを促す。

さらに、女性が自ら可能性を狭めているように思われる点も取り上げるべきだ。たとえば、資料9の「性別による無意識の思い込み」には、男女とも上位の「育児期間中の女性は重要な仕事を担当するべきではない」のほか、女性9位「組織のリーダーは男性」、10位「大きな商談や大事な交渉事は男性」なども入っている。議員になりたい女性が出てきにくいはずである。このような思い込みは、「無意識」である限り修正が難しいので、話し合い等を通して言語化し、表に出す。思い込みを植え付ける気づきにくいメッセージ（資料10、資料11など）をCMなど日常に接するメディアから参加者自身が探り、見直す課程も設けるとよい。性別による思い込みは男性も苦しめており、その修正は男性が生きやすい社会構築にもつながる。（880文字）